

マージン率などの情報について(事業所ごとの情報提供)

(要領第4の4:労働者派遣法第23条第5項)

※年度は毎年11月1日～翌年10月31日迄とする。

① 令和6年6月1日付 派遣労働者数	2 人
(注)直近の「6月1日現在の状況報告」の派遣労働者の数	
② 令和5年度 派遣先事業所数(実数)	1 事業所
(注)直近の事業報告書の派遣先事業所数(実数)	
③ 令和5年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額	18,000 円
(注)直近の事業報告書の派遣料金の平均額	(8時間 全業務平均)
④ 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額	12,000 円
(注)直近の事業報告書の派遣労働者の賃金の額	(8時間 全業務平均)
事業報告で報告したすべての業務についても記載する	
⑤ 令和5年度 マージン率平均	33.3 %

$$(注)計算式 \frac{③-④}{③} \times 100 = 33.28 \div 33.3$$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入してください。)

事業報告で報告したすべての業務についても記載することが望ましい。

また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、

派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

【訓練内容】

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
	雇入時・派遣中・待機中など	OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
派遣前訓練	雇入れ時	OJT	無償	有給
機械操作訓練	派遣中	OJT	無償	有給
技能訓練	派遣中	OJT	無償	有給
リーダー研修	派遣先	OFF-JT	無償	有給

【キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先】

(注)記載漏れなく、最新のものであること

相談窓口 堀内 電話番号 0467-71-6227

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

・教育訓練・技能講習・研修等の補助支援費用

⑧ 派遣労働者の待遇の決定係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している

・協定労働者の範囲(フォークリフトオペレーター)

・協定書の有効期間終期:令和7年3月31日

海老名産業株式会社

許可番号:派14-300281

神奈川県大和市西鶴間五丁目3507番1号